

令和7年度（補正予算）及び令和8年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
建材一体型太陽光発電設備導入事業

<建材一体型事業>

公募要領

令和8年4月28日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）の交付決定を受け、「設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業」のうち「建材一体型太陽光発電設備導入事業」^{※1※2}に対する補助金を交付する事業（以下「本補助事業」という。）を実施します。

本補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、この公募要領に記載しております。また、公募要領を補完する目的で Q&A 集を作成しておりますので、応募される方は併せて熟読願います。

なお、本公募では、令和 7 年度（補正予算）及び令和 8 年度予算による「建材一体型太陽光発電設備導入事業」の募集をいたします。

どちらの年度の予算が適用されるかは、応募申請事業が採択される際に、事業者へ通知することとします。

採択された場合には、本補助事業の交付規程^{※3※4}及び実施要領^{※5}に従って手続き等を行っていただくことになります。

- ※1 令和 7 年度（補正予算） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業
- ※2 令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業
- ※3 令和 7 年度（補正予算） 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業交付規程（令和 8 年 4 月 23 日付け環技業（7h 電）第 26042301 号）
- ※4 令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業交付規程（令和 8 年 4 月 23 日付け環技業（8t 電）第 26042301 号）
- ※5 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領（令和 7 年 2 月 25 日付け環地温発第 2502251 号）

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

【補助事業内容の主な変更点】

（1）補助事業期間

補助事業期間は、単年度とします。

（2）IoT製品のセキュリティ対策

太陽光発電設備において IP 通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）において、★1（レベル1）以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用することとします。（二次公募以降は必須）

目 次

1. 事業の目的と性格	1
2. 公募する事業の対象等	2
2.1 補助対象設備の区分	2
2.2 対象事業の要件	2
2.3 補助対象設備等	3
2.3.1 補助対象設備	3
2.3.2 IoT 製品のセキュリティ対策について	3
2.4 補助金の交付額	4
2.5 補助事業期間	4
2.6 補助金の応募を申請できる者	4
3. 補助対象事業の選定	5
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項	6
4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項	6
4.1.1 補助対象経費について	6
4.1.2 複数の団体による共同事業について	7
4.1.3 事業の公表について	8
4.1.4 災害時の対応について	8
4.2 補助事業の実施における留意事項	9
4.2.1 交付申請	9
4.2.2 交付決定	9
4.2.3 補助事業の開始及び完了	9
4.2.4 補助事業の計画変更等	10
4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定	10
4.2.6 補助金の支払い	10
4.2.7 補助金の経理等について	10
4.3 補助事業完了後における留意事項	10
4.3.1 取得財産の維持管理等	10
4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等	11
4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力	11
4.4 その他留意事項	11
4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出	11
4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項	11
4.5 事業実施のスケジュール	14

5. 応募方法について	15
5.1 応募方法	15
5.2 公募期間	15
5.3 応募に必要な書類及び提出方法	16
5.3.1 応募に必要な書類	16
<A. 応募申請書>	20
<B. 実施計画書>	21
<C. 経費関係書類>	28
<D. 図面・仕様書類>	36
<E. その他の資料>	37
<F. 事業者に関連する書類等>	39
5.3.2 提出部数	40
5.3.3 提出方法	40
5.3.4 提出にあたっての注意事項	41
5.3.4.1 電磁的方法による提出の場合	41
5.3.4.2 書面による提出の場合	42
6. お問い合わせ	44
別表第1	45
別表第2	46
別表第3	48
別紙	49
更新履歴	50

1. 事業の目的と性格

○本補助事業は、新築又は既築の建築物に窓、壁等と一体となった太陽光発電設備（以下「建材一体型太陽光発電設備」という。）の導入を行う事業者に対し、これらの事業に要する経費の一部を補助することにより、再エネの導入及び地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としています。

○本補助事業の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（適正化法）の規定によるほか、本補助事業の交付規程に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。

また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

- ・補助事業開始は、交付決定の日以降となります。
- ・事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素排出量削減効果等）の提出や適正な財産管理、本補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
- ・本補助事業により取得した財産は、事業完了後、処分制限期間*を経過するまでの間は代表事業者が継続して所有するとともに、適切に稼働させ CO2 削減を図る必要があります。やむを得ず、本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。その際、補助金の一部又は全部に相当する額の返還が条件となる場合もあります。
- ・これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取消すこともあります。

※「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間です。

2. 公募する事業の対象等

2.1 補助対象設備の区分

本補助事業は、建材一体型太陽光発電設備の導入を支援する事業であり、補助の対象とする建材一体型太陽光発電設備は、次の2つに区分します。

- (1) 「窓と一体となった太陽光発電設備」(屋内設置[※]する後付け太陽光発電設備を含む。)
建材としての機能を有する太陽光発電設備のうち、断熱性能を表す熱貫流率が、 U_g 値の場合は $1.9 \text{ W/m}^2\text{K}$ 以下、 U_w 値の場合は $3.5 \text{ W/m}^2\text{K}$ 以下のいずれかであり、かつ、透過率(開口率)が50%以上であるもの。ただし、建築物の窓に設置するものに限る。
- (2) 「壁等と一体となった太陽光発電設備」(屋内設置[※]する後付け太陽光発電設備を含む。)
建材としての機能を有する太陽光発電設備のうち、(1)に該当しないもの。

※窓ガラスの内側またはその一部に設置するもの

2.2 対象事業の要件

以下に示す要件をすべて満たすものとします。

- (1) 建築物の窓、壁等を活用した太陽光発電設備の導入を行う事業であること。
- (2) 導入する建材一体型太陽光発電設備は、次の①又は②に適合すること。
 - ①屋外に設置する建材一体型太陽光発電設備については、
 - ・「建築基準法施行令」第83条から第88条まで
 - ・「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第4条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。
 - ②屋内に設置する後付け建材一体型太陽光発電設備については、
 - ・「建築基準法施行令」第88条
 - ・「JASS14(カーテンウォール工事)」2.5.1_慣性力に対する安全性能
 - ・「JIS C 61730-2:2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。
加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17(ガラス工事)」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。
- (3) 導入する建材一体型太陽光発電設備の発電容量の合計が3kW以上^{*}であること。
※太陽電池モジュールの定格出力の合計が3kW以上であり、かつ、パワーコンディショナ(PCS)の定格出力が合計3kW以上であること。
- (4) 発電した電気の供給先が同一敷地内の施設であること。また、当該施設から電力系統に逆流しないこと。
- (5) 停電時に電力供給可能なシステム構成であること。
- (6) 本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

2.3 補助対象設備等

2.3.1 補助対象設備

- ・普及の初期段階にある再生可能エネルギーに関する新技術や製品のうち、窓ガラスや壁材等と一体となった太陽電池モジュール
- ・基礎（太陽電池モジュールを建物に固定するための器具、材料等）
- ・接続箱
- ・パワーコンディショナ
- ・配線
- ・エネルギーマネジメントシステム（EMS）
- ・その他協会が必要と認める設備

※補助対象設備の設置に係る工事費も補助対象とします。

※オンサイト PPA モデル（注 1）やリースにより設備導入を行う場合には、太陽光発電設備は同一の者が一体的に導入すること。太陽電池モジュールとその他の部分（窓ガラス等）を別々の事業者がそれぞれ導入することは認められません。

注 1 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式です。

2.3.2 IoT 製品のセキュリティ対策について

IP 通信機能を有する機器のうち、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」（JC-STAR）の取得対象となる機器については、JC-STAR 適合ラベル取得製品（★1 以上）を原則として使用すること。

○参考

JC-STAR 適合ラベル取得製品かどうかは、IPA のウェブサイト「適合ラベル取得製品リスト」<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/list/jc-star-product-list/index.html> で確認してください。

2.4 補助金の交付額

- (1) 「窓と一体となった太陽光発電設備」
補助率 5分の3（上限額は5,000万円）
- (2) 「壁等と一体となった太陽光発電設備」
補助率 2分の1（上限額は3,000万円）

注1 2つの区分の設備を合わせて導入する場合、それぞれの区分の補助率及び上限額を適用し、その合計額を交付額とします。

注2 2つの区分で共用する設備を導入する場合、当該設備は上述の(2)として取り扱います。

2.5 補助事業期間

○単年度とします。

※補助事業の実施期間については、「4.2.3 補助事業の開始及び完了」を参照してください。

2.6 補助金の応募を申請できる者

○補助金の応募を申請できる者は、次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者として（代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。）。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第3号チに規定される業務を行う地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ケ その他環境大臣の承認を得て協会が認める者

※代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

※複数の団体による共同事業での応募の場合は、「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」の「4.1.2 複数の団体による共同事業について」を必ず参照ください。

※地方公共団体は、本補助事業の対象となる設備を取得しない（補助金の交付を受けない）場合は、共同事業者（需要家）として申請することができます。

なお、設備の所有者が地方公共団体の場合は、事前（公募期間終了日の2週間前まで）に協会にご相談ください。

※本補助事業に応募する者は、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者としてします。

3. 補助対象事業の選定

○一般公募を行い、応募者より提出された実施計画書等をもとに厳正に審査（書面審査、Web会議等によるヒアリング）を行い、以下の項目を総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。

（ア、イは必須項目。それ以外は加点項目）

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

ウ 事業による直接的な CO2 削減の費用対効果が高いか。

エ 事業による CO2 削減量が多いか。

オ 窓に設置する場合、断熱性能が極めて高いか。

カ 窓及び壁に設置する場合、防眩機能を有しているか。

キ 景観条例が適用される地域の建築物の場合、条例に適合しているか。

ク 以下のいずれかに該当しているか。

- ・ RE100/再エネ 100 宣言 RE Action へ参加、Science Based Targets の認定を取得、又は TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同表明をしている。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告していること。

- ・ 温室効果ガス排出削減に関する目標設定をしているか。

- ・ デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしているか。

※デコ活については、以下のサイトを参照ください

デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

- ・ 環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。

※エコ・ファースト制度については、以下のサイトを参照ください。

環境省・エコ・ファースト制度：<https://www.env.go.jp/guide/info/eco-first/>

○以下に該当する事業については、優先採択の対象とします。

- ・ 地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画にすべて定めた市町村の促進区域内で実施する事業。

○応募申請書の審査において不明点等がある場合は、協会から代表事業者の担当者にメール等で連絡しますので、迅速な対応をお願いします。

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

○選定した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項

本補助金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、適正化法及びその他の関係法令の規定によるほか、本補助金の交付規程に定めるところによることとします。

万が一、これらの規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがあります。

また、補助事業が完了した後も、本補助事業で取得した設備等の適切な維持管理や効率的運用を図るなど、補助事業者が順守すべき事項がありますので、制度について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

4.1.1 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りします。

《補助対象経費の範囲》 「別表第1」の第3欄を参照してください。

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費

《補助対象経費の根拠資料》

補助対象経費に、補助事業者自身の人件費（共済費を含む。）を計上する場合、従事日誌の作成が必要となります。また、旅費の計上については、旅行会社や出張者本人への支出証拠書類、航空券・搭乗券等の証拠帳票、出張報告書等が必要となります。

（参考：「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引【平成28年4月】（環境省）」）

《補助対象外経費の代表例》

- ・事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・建屋の建設にかかる経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用
- ・消耗品（設備の維持、保全等に活用）
- ・官公庁等への申請・届出等に係る経費
- ・本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・その他事業の実施に直接関連のない経費

※詳細は、Q&A集も参照してください。

《補助事業における利益等排除》

○補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上してください。

※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.1.2 複数の団体による共同事業について

○補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という。）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。

○この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その全財産を取得する者に限ります。なお、共同事業者は、補助事業により財産を取得することができません。

○また、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。

○代表事業者及び共同事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

①共同で補助事業を実施するすべての者が、原則、各事業の＜補助金の応募を申請できる者＞に該当すること。（「2.6 補助金の応募を申請できる者」を参照してください。）

②代表事業者及び共同事業者は、補助事業の共同実施及び債務の負担等に関する協定、覚書又は契約等を締結すること。

○シェアード・セイビング方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（電力需要家）を共同事業者とします。

なお、ファイナンスリース方式により設備導入を行う場合は、リース事業者を代表事業者とし、リースを受ける事業者（PPA事業者、電力需要家等）を共同事業者とします。

この場合、交付の条件として、次のことを示す書類の提出を条件とします。

①電力需要家が負担する費用（ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。

※電気料金については、発電事業者から電力会社及び電力会社から電力需要家の間で、補助金相当額分が減額されていること。

②本補助事業により導入した設備等（取得財産等）について、処分制限期間が経過するまで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

4.1.3 事業の公表について

○応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が補助事業を通じて得た情報のうち、下表<公表を予定している情報>に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

※環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

※情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び電力需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

<公表を予定している情報>

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	<ul style="list-style-type: none">・売電価格の平均値及び中央値・契約期間（年数）・発電設備の定格出力及び PCS 出力・供給先の電力需要施設の年間電力消費量に占める供給電力量の割合
定性情報	<ul style="list-style-type: none">・発電事業者の企業名及び契約先需要家の企業名・発電設備の住所・電力需要施設が立地する一般送配電事業者の区域・電力供給に係るフロー・商流
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・公表を予定する情報について、根拠となる資料（設備仕様書・電力需給契約書等）の提供を求めることがあります。・その他、事業概要がわかる情報を、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、公表することがあります。

4.1.4 災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

○太陽電池モジュールやパワーコンディショナなどの補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

4.2 補助事業の実施における留意事項

4.2.1 交付申請

- 公募により選定された事業を実施する者（補助事業者）は補助金の交付申請書を提出してください（申請手続等は交付規程に従ってください）。
補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

4.2.2 交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - ①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に進んでいること。
 - ②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

4.2.3 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始してください。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。
 - ①契約・発注日は協会の交付決定の日以降であること。
補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認められますが、その契約締結日又は発注日が交付決定の日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
 - ②補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
 - ③当該年度に行われた委託・請負等に対して、当該年度の1月末日までに、検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。
※1月末日が土曜日や日曜日もしくは祝日の場合で、当日に支払いの確認ができない場合は、当該日以前の平日を事業完了日とするなど、確実に当該年度の1月末日までに、事業完了する計画を立ててください。
- 補助事業の完了には、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、導入した設備等の成果品が契約先から補助事業者へ納入されていることが必要です。
- 委託・請負等の完了については、補助事業者は、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算を行っていることが必要です。

4.2.4 補助事業の計画変更等

○補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や承認を得る必要がありますので、必ず事前に協会へご相談ください。

4.2.5 完了実績報告及び補助金額の確定

○補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 2 月 10 日のいずれか早い日までに、完了実績報告書を協会宛てに提出しなければなりません。

※完了実績報告書の提出期限が土曜日や日曜日もしくは祝日の場合は、完了実績報告書の提出日を当該日以前の平日とするなど、確実に提出期限までに提出してください。

○協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

4.2.6 補助金の支払い

○補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、協会に精算払請求書を提出していただきます。その後、協会から補助金を支払います。

4.2.7 補助金の経理等について

○補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

○これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後、5 年又は交付規程第 8 条第 1 項第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

4.3.1 取得財産の維持管理等

○補助事業者は、本補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。

①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

②補助事業者は、取得財産等について、処分制限期間*を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）をすることをいう。）してはならない。やむを得ず、本補助事業で整備した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を得る必要がある。その承認の際には、交付している補助金の一部又は全部に相当する額の返還が条件として付される場合がある。

※「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間です。

③代表事業者及び共同事業者は、②の期間を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度への登録を行ってはならない。

4.3.2 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

○補助事業実施者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

○事業報告の際、二酸化炭素削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくことになります。また、二酸化炭素削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3.3 事業報告書の提出及び調査等への協力

○補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間の期間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに環境大臣又は環境大臣の指定する者に提出してください。

○補助事業実施者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

○補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.4 その他留意事項

4.4.1 小規模事業用電気工作物に係る届出

○電気事業法の改正（令和4年6月）により、10kW以上50kW未満の太陽光発電設備を設置する事業者は、経済産業大臣に所定の届出等を行うことになりましたので、必要な手続き等を行ってください。

※詳しくは以下のURLを参照してください。

<https://shoushutsuryoku-saiene-hoan.go.jp/>

4.4.2 再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等に係る遵守事項

○再エネ発電設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

○再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」^{※1}（資源エネルギー庁）（ただし、再エネ特措法第9条第4項の認定を受けた者は本補助金申請の対象外であることから、専ら当該認定を受けた者に対する遵守事項等は除く）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」^{※2}（資源エネルギー庁）（詳細は以下のとおり）に定める遵守事

項等に準拠して事業を実施すること。

- ※1 『事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf
- ※2 『説明会及び事前周知措置実施ガイドライン』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_setsumeikai.pdf

特に、次の（a）～（m）をすべて遵守していることを確認すること。

- （a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- （b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- （c）防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- （d）「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に基づき、説明会又は事前周知措置（以下「説明会等」という。）を実施すること。ただし、説明会等の実施のタイミングについては、本補助金への申請、採択及び交付決定等との前後関係は問わないが、工事の着工までに行うこと。説明会等を実施したことを証する資料は、同ガイドラインにおいて指定する様式を用いて、協会に対して提出を行い、確認を受けること。
- （e）一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- （f）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。（ただし、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀つきの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）には、柵塀等の設置を省略することができる。また、柵塀等の設置により事業運営等に支障が生じると判断される場合にも、柵塀等の設置を省略できるものとする。）
- （g）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- （h）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- （i）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- （j）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- （k）補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

- (1) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」※1（資源エネルギー庁）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」※2（環境省）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

※1『廃棄等費用積立ガイドライン』（2026年4月改定 資源エネルギー庁）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/haiki_hiyou.pdf

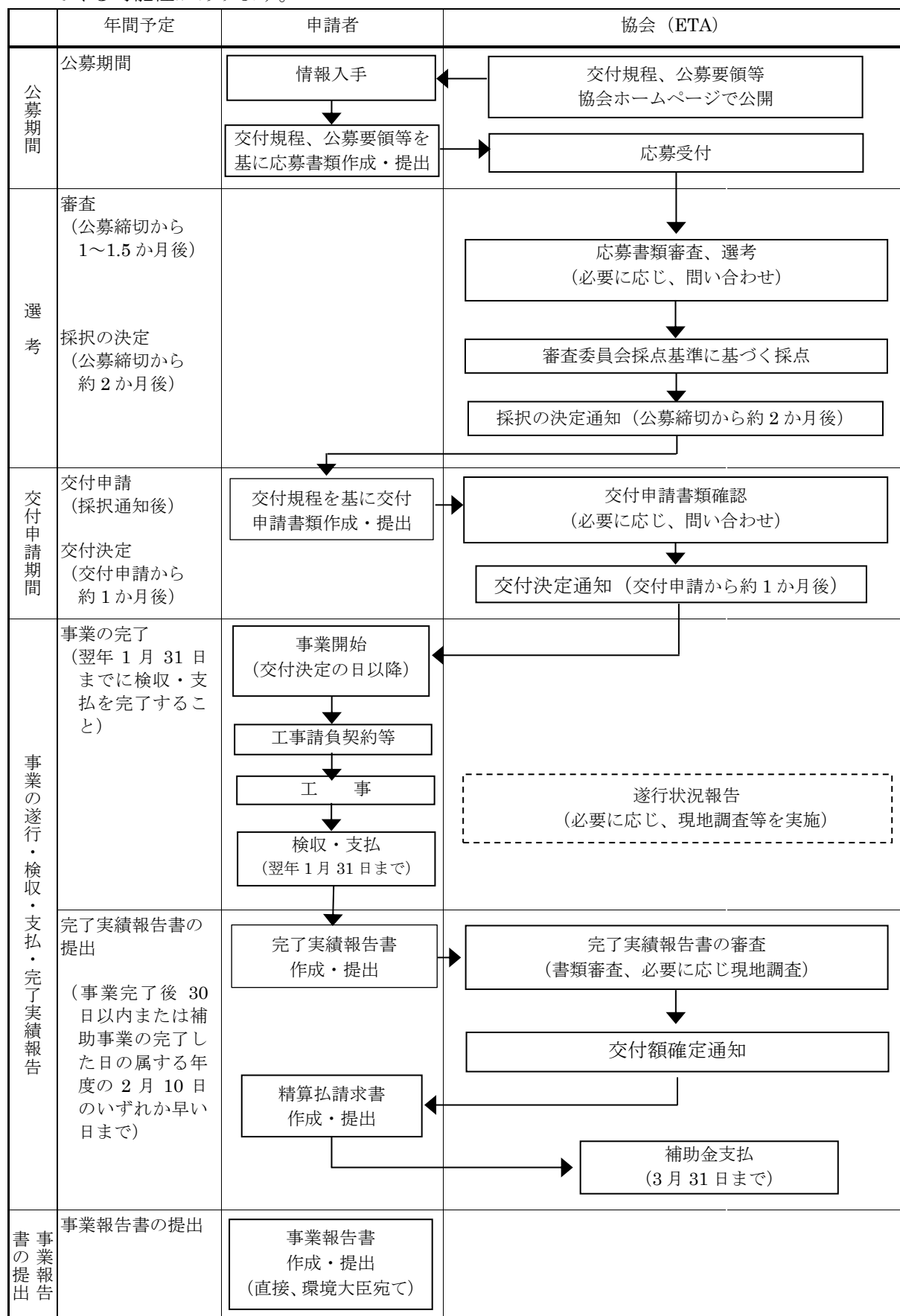
※2『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）』（令和6年環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

- (m) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

4.5 事業実施のスケジュール

○スケジュールは、申請書類がすべて整っている場合の一例であり、実際の状況により変わってくる可能性があります。



5. 応募方法について

○補助金の応募時に提出していただく書類の作成および提出方法については、「5.3 応募に必要な書類及び提出方法」を参照してください。

※一部の提出用電子ファイルについては、共通様式が協会ホームページの建材一体型事業の公募情報に掲載されていますので、ダウンロードして作成してください。

共通様式は、「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)」(Excel ファイル)を最初に作成してください。(具体的な手順などは、「5.3.1 応募に必要な書類」の「<A. 応募申請書>」を参照してください。)

共通様式がない提出書類は、応募事業者で任意に作成してください。ただし、作成にあたっては、「5.3.1 応募に必要な書類」に従ってください。

※共通様式電子ファイルについては、「5.3.1 応募に必要な書類」に掲載されている表の欄外注釈を参照してください。

また、共通様式は不定期に変更されますので、必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って応募書類を作成してください。

※「電子ファイル」とは、Excel、Word、PDF 等の電子ファイルを指します。

5.1 応募方法

応募に必要な書類は、公募期間内に以下の何れかの方法で協会に提出してください。

①電磁的方法による提出

②書面による提出

(電磁的方法により提出を行うことができないとき又は電磁的記録を提出できないとき)

※応募は必ず応募申請者(代表事業者)自身が行ってください。

※詳細については、「5.3 応募に必要な書類及び提出方法」を参照してください。

5.2 公募期間

一次公募 令和8年4月28日(火)～5月28日(木)正午必着

二次公募については協会ホームページで後日公表いたします。

二次公募では、太陽光発電設備(付随するEMS等を含む)に使用するIP通信機能を有する機器においてはJC-STAR適合ラベル取得製品(★1以上)を使用する必要があります。

公募期間ごとに審査を行います。

なお、一次公募で予算額に達した場合は、二次公募を行わないことがあります。

(ご注意)公募の受付期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

本公募についてのお問合せは、本公募要領の「6. お問合せ」を参照してください。

5.3 応募に必要な書類及び提出方法

5.3.1 応募に必要な書類

○応募に必要な書類及び電子ファイルは、以下のA～Fのとおりです。

○一部の提出ファイルは、協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした電子ファイルで作成してください（詳細は、下表の欄外注釈を参照してください）。

※必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使ってください。

提出書類及び様式		電子ファイル名	ファイル形式	備考
A	A-0 応募申請書	A-0 応募申請書_〇〇社	PDF	<p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」（Excel ファイル）の「A-0 応募申請書」シートを、Excel シート内の記載要領に従って作成して、PDF 化したものを提出してください。</p> <p>また、「A-0 応募申請書」と同じシートに、「（代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等）」と「（事業者の基本情報等）」を記載する様式がありますので、併せて記載要領に従って作成してください。</p> <p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」は、先に「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を作成してください。</p> <p>※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。</p>
B	B-1【別紙1】実施計画書	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）_〇〇社	Excel	<p>「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」（Excel ファイル）の「B-1 実施計画書」シートを、シート内の記載要領に従って作成してください。</p> <p><u>「B-1 実施計画書」の作成にあたっては、事前に同一 Excel ファイルの「A-0 応募申請書」シートと「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」シートを作成してください。</u></p> <p>※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。</p>
	B-2 事業実施場所の地図	B-2 事業実施場所の地図_〇〇社	PDF	<p>広域図、詳細図及び住所や経路情報（最寄り駅・バス停、交通手段、所要時間）等を記載してください。</p>
	B-3 ハザードマップ	B-3 ハザードマップ_〇〇社	PDF	<p>当該施設が記載（印など）された、土砂災害・洪水、津波、高潮による浸水被害等のハザードマップを提出してください。</p>
	B-4 実施体制図	B-4 実施体制図_〇〇社	PDF など	<p>事業の窓口、共同事業者、発注先、経理等、全体を俯瞰できるもの。導入する設備の保守体制についても記載してください。</p>

提出書類及び様式	電子ファイル名	ファイル形式	備考
B-5 実施スケジュール	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」（Excel ファイル）の「 B-5 実施スケジュール 」シートと「 B-6 導入設備一覧表 」シートを、シート内の記載例を参考にして作成してください。 ※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。
B-6 導入設備一覧表			
B-7 導入量算出表	B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料_〇〇社	Excel	「B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」（Excel ファイル）の「 B-7 導入量算出表 」シートと「 B-8 運用説明資料 」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。 （「 B-8 運用説明資料 」シートは2種類用意されています。PCSの導入数量に併せていずれかを使用してください。）
B-8 運用説明資料			
B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠	B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠_〇〇社	PDF Excel	CO2削減コスト及び再エネ発電量についても根拠資料を提出してください。
B-10 CO2削減効果の算出根拠	B-10 CO2削減効果の算出根拠_〇〇社	Excel	ハード対策事業計算ファイルを提出してください。
B-11 ランニングコストの算定根拠	B-11 ランニングコストの算定根拠_〇〇社	PDF	導入設備の年間メンテナンス費用、収入増加額・コスト削減額の算定根拠も含めてください。
B-12 IoT製品のセキュリティ対策に関する根拠資料	B-12 IoT製品のセキュリティ対策に関する根拠資料_〇〇社	PDF など	
B-13 建材としての機能を有していることの説明資料	B-13 建材としての機能を有していることの説明資料_〇〇社	PDF など	風圧力、自重、積雪による荷重に耐えることを示す強度計算書 慣性力に対する安全性能および熱割れ防止性能を有することを示す資料
C C0-1【別紙2】経費内訳	A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）_〇〇社	Excel	「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」（Excel ファイル）の「 C0-1 経費内訳 」シート、「 C0-2 経費区分集計表 」シート及び「 C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト 」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。（「 C0-2 経費区分集計表 」シートについては、別シートの「<記載例>C0-2 経費区分集計表」も参考にしてください。） ※Excel ファイルは絶対に分割やシートの追加・削除をしないでください。
C0-2 経費区分集計表			
C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト			
C1-3 見積書	C1-3 見積書_〇〇社	PDF	見積書及び労務費・間接費等の根拠資料を添付してください。
D D-1 図面	D-1 図面_〇〇社	PDF など	導入予定設備のシステム図および結線図、事業の実施場所における、導入予定設備が設置される施設の位置および設備の設置場所が判る配置図等を提出してください。

提出書類及び様式	電子ファイル名	ファイル形式	備考
D-2 仕様書	D-2 仕様書_〇〇社	PDF など	事業で導入予定の設備の仕様書
D-3 耐震強度等の計算書	D-3 耐震強度等の計算書_〇〇社	PDF など	耐震強度計算書
E E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等	E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等_〇〇社	PDF	該当する場合に提出してください。
E-1-2 共同事業者覚書	E-1-2 共同事業者覚書_〇〇社	PDF	申請時に未締結の場合は、覚書案や締結状況が判る書類を提出し事業完了までに覚書を締結してください。
E-1-3 行政機関から通知された許可書等	E-1-3 行政機関から通知された許可書等_〇〇社	PDF	法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている場合に提出してください。
E-1-4 系統連系申込書及び承諾書	E-1-4 系統連系申込書及び承諾書_〇〇社	PDF	事業に必要な系統連系を行う場合に提出してください。
E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料	E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料_〇〇社	PDF	説明会等が必要/不要どちらも、根拠書類を提出してください。
E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料	E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料_〇〇社	PDF	応募申請書【脱炭素活動への取組状況】に該当する場合に確認できる文書等を提出してください。
E-2 その他資料	E-2 その他資料_〇〇社	PDF など	その他の資料があれば提出してください。
F F-1 会社概要	F-1 会社概要_〇〇社	PDF	全事業者（代表・共同事業者）のものを提出してください。
F-2 法人登記全部事項証明書	F-2 法人登記全部事項証明書_〇〇社	PDF	代表事業者の法人登記全部事項証明書又は代表者事項証明書を提出してください。
F-3 代表事業者の財務内容に関する書類	F-3 代表事業者の財務内容に関する書類_〇〇社	PDF	代表事業者の直近2期の貸借対照表及び損益計算書含む

※電子ファイル名の「〇〇社」は、代表事業者名にしてください。（略称可）

※以下の提出用電子ファイルは、協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした電子ファイルで作成してください。

- ・提出書類チェックリスト（応募申請）（Excel ファイル）
- ・A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）（Excel ファイル）
（「A-0 応募申請書、B-1 実施計画書、B-5 実施スケジュール、B-6 導入設備一覧表、C0-1 経費内訳、C0-2 経費区分集計表、C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」は、一つの Excel ファイルに纏められています。Excel ファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。）
また、A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）は、「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を最初に作成してください。
- ・B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料（Excel ファイル）
- ・B-10 CO2 削減効果の算定根拠（Excel ファイル）

※別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」は提出不要ですが、応募申請書の提出をもって誓約事項に同意したものとします。

<A. 応募申請書>

A-0 応募申請書

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした、「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)」(Excel ファイル)の「**A-0 応募申請書**」シートを同一 Excel ファイルシート内の記載要領に従って作成して、PDF 化したものを提出してください。

※「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)」(Excel ファイル)は、絶対に分割やシートの追加・削除をしないで、別途「提出書類チェックリスト(応募申請)」に従って提出してください。

- A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)**を最初に開いた際には、下記の「**(はじめに) 本書類の作成について**」シートが表示されますので、シートの内容を一読のうえ、作成に着手ください。

本様式は、複数年度(3年度)用に作成されていますが、本年度は単年度事業のみ応募可能です。

(はじめに) 本書類(Excelファイル)の作成にあたっては、最初に以下の2シートを作成してください。 ● A-0 応募申請書 下記も含む (代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等) (事業者の基本情報等) ● CO-3 消費税仕入税額控除チェックリスト ※上記2シートを作成した以降の作成順は自由です。 ※各シートには、右側の目次からハイパーリンク機能(マウスの左ボタンクリック)で移動できます。 各シートからは、A1セルの「 ◎ 」を左ボタンクリックで本シートに戻ることができます。	目次 (シートの並び順)
	(はじめに) 本書類の作成について
	A-0 応募申請書
	CO-3 消費税仕入税額控除チェックリスト
	B-1 実施計画書
	B-5 実施スケジュール
	B-6 導入設備一覧表
	CO-1 経費内訳
	CO-2 経費区分集計表
	<記載例> CO-2 経費区分集計表

- 補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
- 「A-0 応募申請書」と同じシートにある、「(代表事業者及び共同事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等)」と「(事業者の基本情報等)」についても、シート内の記載要領に従って、忘れずに記載してください。
※必要項目の記載漏れがある場合、様式内の計算式が正しく機能しませんので注意してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

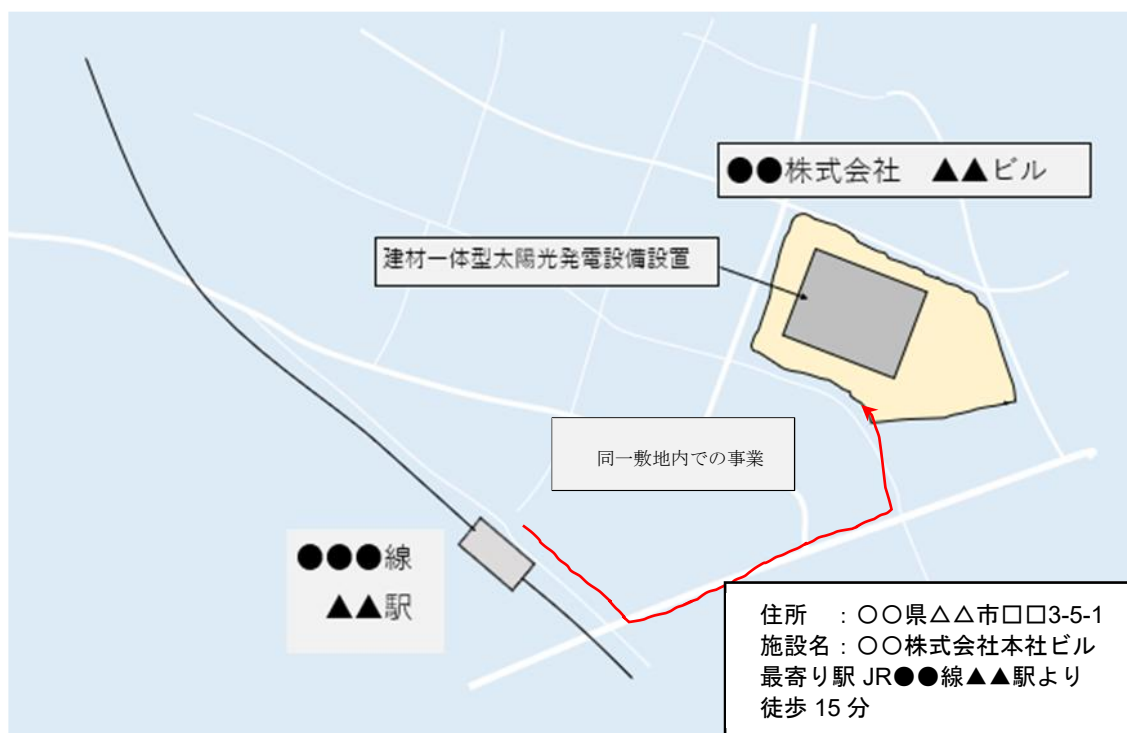
<B. 実施計画書>

B-1 実施計画書

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)」(Excel ファイル)の「**B-1 実施計画書**」シートを同一 Excel ファイルシート内の記載要領に従って作成してください。
(Excel ファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。)
- 「B-1 実施計画書」の作成にあたっては、事前に「A-0 応募申請書」と「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」を作成してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-2 事業実施場所の地図

- 補助事業を実施する場所及び事業で導入する設備を設置する施設の地図を、以下の記載例に従って判りやすく作成してください。
- 広域・詳細地図及び最寄り駅、住所、施設名、アクセスルートを分かりやすく示してください。
- 現在の利用状況（事業実施場所の状況）が判る図面・写真（衛星・空撮写真等）等を添付してください。



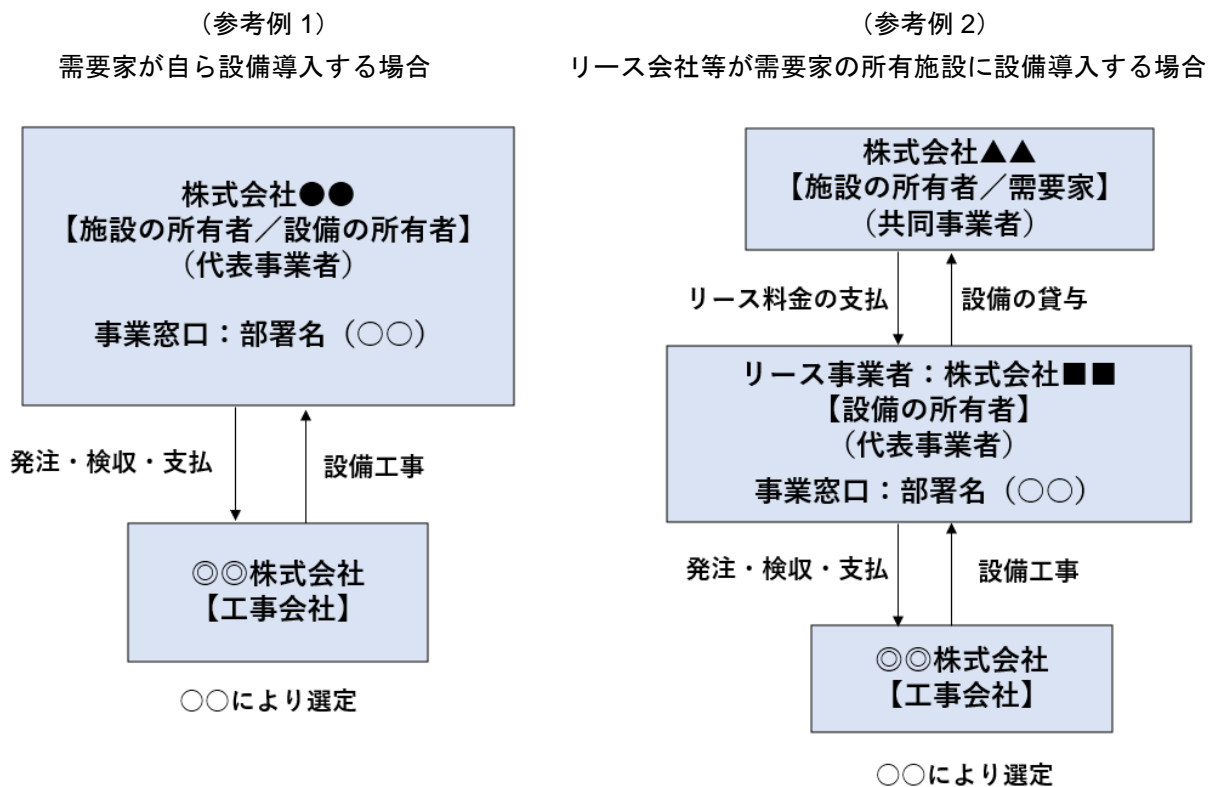
B-3 ハザードマップ

- 事業を実施する場所の属する自治体発行のハザードマップ（洪水・高潮・津波・土砂災害等）を提出してください。
- 当該場所及び事業で導入する設備の設置施設が判るよう箇所に印等をしてください。
- 事業完了までにハザードマップが改訂された場合は、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認してください。
- 国土交通省の発行する、「重ねるハザードマップ」でも確認し、自治体発行のハザードマップと差異がある場合は、備考欄にその旨記載するとともに、自治体へハザードマップの更新状況を確認してください。



B-4 実施体制図

- 実施する補助事業の実施体制を図解等で説明してください。
- 事業の実施体制・組織及び保守・管理体制・工事・設備等の発注先、協会への窓口等について、体制図と共に記入してください。
補助対象となる設備を代表事業者以外の事業者等が運転・管理する場合には、その事業者等を含めて記入してください。
- 共同で交付申請する場合は、代表事業者・共同事業者の役割を明確にしてください。
- ファイナンスリース契約又はシェアード・セイビング方式のESCO契約などにより設備導入を行う場合は、契約関係を明確にしてください。
- 発注先は選定方法を記載してください。
- 導入する設備の保守体制についても記載してください。



※代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。(交付規程 第3条第3項)

※共同事業者がある場合は、共同事業者覚書を提出してください。

B-5 実施スケジュール

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「A-0応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型) (Excelファイル) の「**B-5 実施スケジュール**」シートを同一Excelファイルシート内の記載例に従って作成してください。(Excelファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。)
- スケジュールはできるだけ細分化して記載してください。
- 事業の内容に合わせて工程名はわかりやすく記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-5 実施スケジュール 【令和8年度】													事業者名 事業名	識別番号																									
内容	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20			
1. 補助金申請関係				▼公募締め切り日5/10 (協会に記載している場合があります)																																			
(1) 応募申請																																							
(2) 交付申請																																							
(3) 事業完了																																							
(4) 完了実績報告書提出																																							
2. 契約関係																																							
(1) 業者選定																																							
(2) 契約・発注																																							
(3) 検収																																							
(4) 支払																																							
3. 工事関係																																							
(1) 設備発注																																							
(2) 設置工事																																							
(3) ○○○○																																							
(4) △△△△																																							
(5) ◇◇◇◇																																							
(6) □□□□																																							
(7) 使用前自己確認																																							
4. 系統連系関係・その他																																							
(1) 電力会社申請																																							
(2) 連系工事																																							
(3) 建築確認申請																																							
(4)																																							
(5)																																							

※ 適宜、行を追加・削除してください。 → 矢印は、2.25ポイントを使用してください。

※事業実施期間は、当該年度の1月末までです。(1月末までに事業を完了する計画にしてください。)

※検収・支払、完了実績報告書提出日は、必ず記入してください。

※系統連系を行う場合は、連携予定日を記入してください。

B-6 導入予定設備一覧表

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「A-0応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】(建材一体型)」(Excelファイル)の「**B-6導入設備一覧表**」シートを同一Excelファイルシート内の記載例に従って、作成してください。
(Excelファイルの分割やシートの追加・削除は絶対にしないでください。)
- 設備名は、「B-1 実施計画書」、「C0-2 経費区分集計表」、「C1-3 見積書」、「D-1 図面」および「D-2 仕様書」に記載する設備名と統一してください。
また、設備を導入する場所(施設名、建物名など)の名称も原則、統一してください。
統一できない場合は、同じ設備であることが判る様に補足などを入れてください。
- 事業で導入を予定している設備・機器の一覧表(建材一体型太陽電池モジュール、パワーコンディショナなど)を作成してください。
- 機器名だけでなく、型式・規格・数量など、導入する予定の設備・機器の概要が分かるように記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-7 導入量算出表

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」(Excelファイル)の「**B-7 導入量算出表**」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。
- 導入予定の再エネ発電設備、災害時の電力供給先(特定負荷)などの情報を記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-8 運用説明資料

- 協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「B-7&B-8 導入量算出表・運用説明資料」(Excelファイル)の「**B-8 運用説明資料**」シートを、シート内の記載例に従って作成してください。
- 災害時等の系統停電時に再エネ電力をどのように供給するか具体的に記載してください。
- 自立運転する系統及び自立運転しない系統を含め、すべての系統について記載してください。
- 必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

B-9 施設での再生可能エネルギーの自家消費量の算定根拠

- 年間消費量シミュレーション結果などを添付してください。
- 再エネ発電量についても、年間発電量シミュレーション結果等の根拠資料を提出してください。
- CO2削減量及びCO2削減コストを整理した表も提出してください。

B-10 CO2削減効果の算定根拠

- ハード対策事業計算ファイル（「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞（令和8年3月改訂）」または任意様式の計算書などを添付してください。

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

※商用電力のCO2排出係数は、0.416[kg-CO2/kWh]とします。

※ハード対策事業計算ファイルは、協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からもダウンロードできますが、必ず最新のものであることを確認してください。

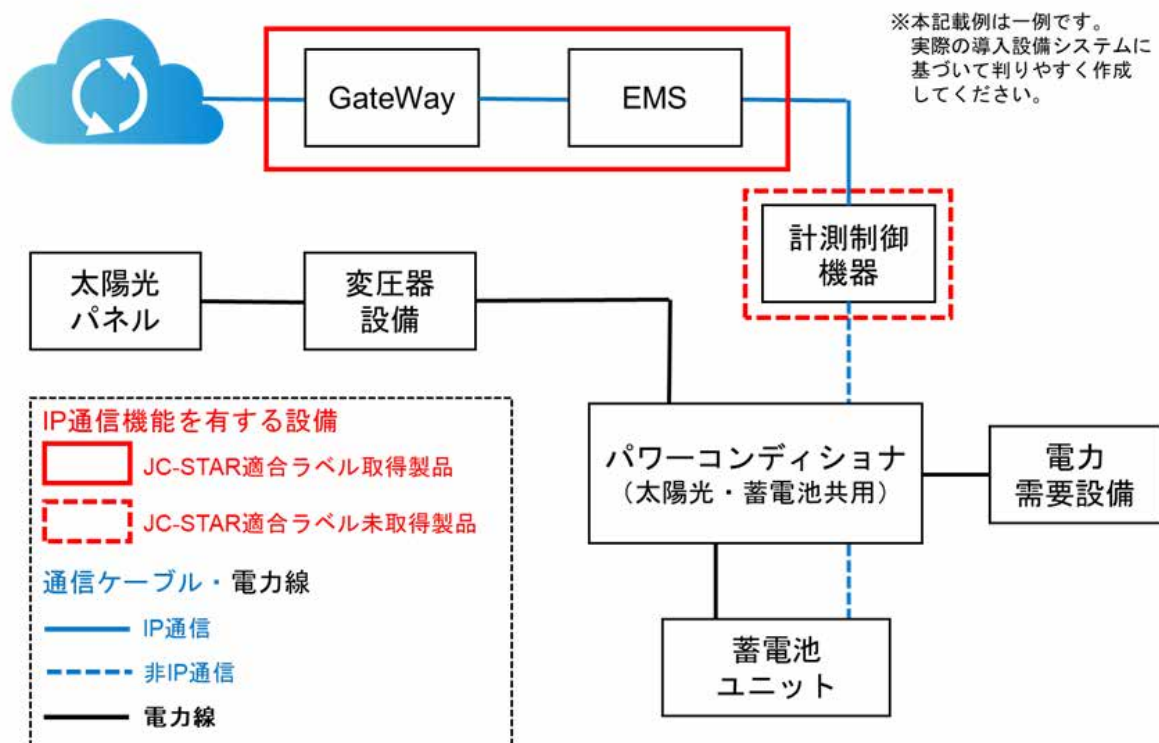
B-11 ランニングコスト算定根拠

- 導入予定設備のランニングコスト及び収入増加額・コスト削減額の算定根拠を提出してください。（年間メンテナンス費用の見込みを、設備・機器等の更新に係る費用なども見込んで算出してください）

B-12 IoT製品のセキュリティ対策に関する根拠資料

- JC-STARに適合していることが分かる根拠書類を提出してください。
- 下記の記載例に従って、通信システム構成図を作成し、JC-STARに適合していることが分かる根拠書類と併せて提出してください。（D-1 図面として提出する単線結線図に必要情報を追記したもので構いません。）

「通信システム構成図」記載例

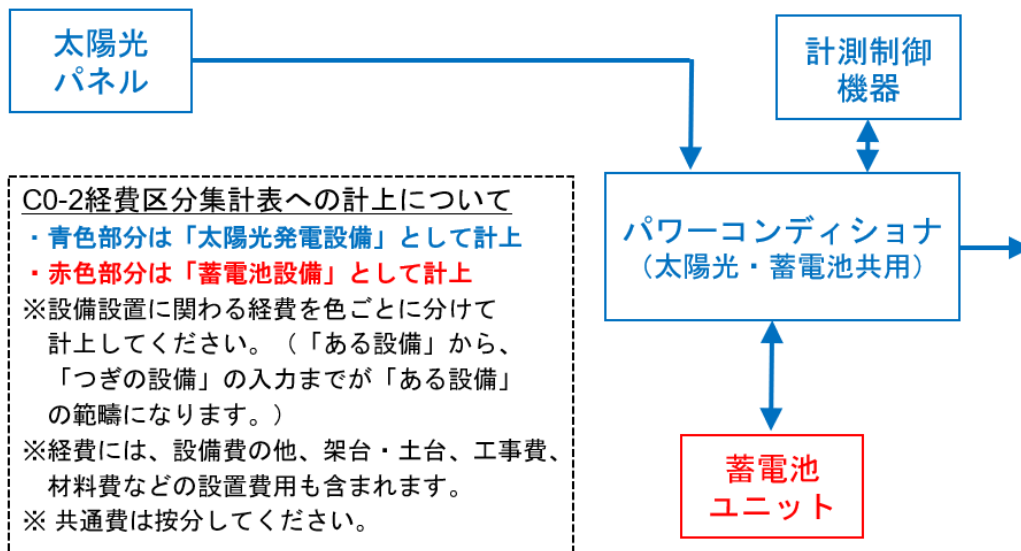


B-13 建材としての機能を有していることの説明資料

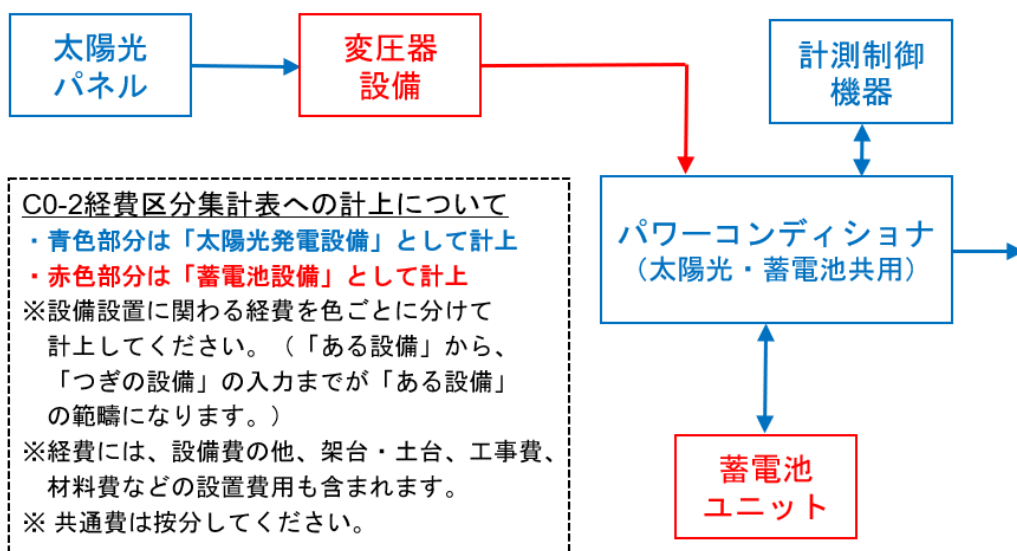
- 屋外に設置する建材一体型太陽光発電設備は、2.2 対象事業の要件（2）①に示す、風圧力、自重、積雪による荷重に耐えうることを示す強度計算書を提出してください
- 屋内に設置する建材一体型太陽光発電設備は、2.2 対象事業の要件（2）②に示す、慣性力に対する安全性能および熱割れ防止性能を有することを示す資料を提出してください。
- 計算書には、各荷重に対して判定した箇所にマーカーなどで印をつけて判りやすくするとともに、総合判定を明記してください。

「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合は、以下の例を参考に太陽光発電設備と蓄電池システムに関わる経費を切り分けてください。

「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合の
太陽光発電設備と蓄電池システムに関わる経費の計上例（1）
「パワーコンディショナを太陽光と蓄電池で共用する場合」



「ハイブリッド蓄電システム」を導入する場合の
太陽光発電設備と蓄電池システムに関わる経費の計上例（2）
「計上例（1）に加えて蓄電池ユニット用の「変圧器設備」等を導入する場合」



②前項①の作成結果が、同一シートの「見積もり合計」に集計されますので、金額が正しいか確認してください。

No.	項目	内訳 規格	数量 (A)	単価 [円] (B)	金額 [円] (C)= (A)×(B)	単価換算 率 (見積 書等) No.	補助対象経費 [円]													補助対象 経費合計 [円](G)	合計 [円] (H)=(D)+(G)					
							工事費																			
							本工事費			付帯 工事費			機械 器具費			測量及 設計費			事務費							
材料費	労務費	直接経費	間接工事費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費	材料費	労務費								
【太陽光発電設備】「(1) 窓と一体となった太陽光発電設備」							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【太陽光発電設備】「(2) 窓等と一体となった太陽光発電設備」							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※「消費税等相当額を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるもの」に該当する事業者は、消費税の欄に消費税額を記載してください（該当するか否かについては、「C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」で確認をしてください。）。

(2) C0-1 経費内訳

①「C0-2 経費区分集計表」の集計結果が「C0-1 経費内訳」へ経費区分ごとに転記されますので、シート内の記載要領に従って、金額が正しく転記されていること及び「C0-1 経費内訳」の記載を反映した結果になっているか確認してください。

寄付金その他の収入がある場合は、「所要経費」表の「(2) 寄付金その他の収入」に記入してください（C0-1 経費内訳の記載項目は、本項目と③記載の「購入予定の主な財産の内訳」のみです）。

②「C0-1 経費内訳」の集計結果が「B-1 実施計画書」<1.総事業費及び補助金所要額、C02 削減効果>の表に転記されますので、金額が正しく転記されていることを確認してください。

※金額の転記内容や計算結果に齟齬がでた場合は協会まで相談してください。

③一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上の導入予定設備がある場合は、「購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの）」に記載してください。

記載方法については、設備導入年度の「C0-1 経費内訳」にある記載要領に従ってください。

※「C0-1 経費内訳」は、年度毎と全体（通期）が一枚のシートに纏められています。作成するシートの年度を間違わないようにしてください。

C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

●協会ホームページの建材一体型事業の公募情報からダウンロードした「A-0 応募申請書【A-0 B-1 B-5 B-6 C0-1 C0-2 C0-3】（建材一体型）」（Excel ファイル）の「**C0-3 消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**」シートで、シート内の記載要領に従って消費税の扱いを確認してください。


●必ず公募中の公募情報ページからダウンロードした電子ファイルを使って作成してください。

C1-3 見積書

- 応募時に有効な見積書を提出してください（発行日、有効期限等の記載が必要です）。
- 見積書の件名は、本補助事業の内容が分かるものにしてください。
- 金額の内訳が分かる書類（見積書（又は計算書）及び見積明細書）を添付してください。
- 見積金額には、税込・税抜き等の記載が必要です。
- 見積明細書
 - ・費用は内容がわかるように具体的に記載してください。
（「一式」は使用しないでください。）
 - ・労務費は、計算式（単価×人工）を記載するとともに、単価の根拠資料を添付してください。
 - ・共通費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）は、算出根拠及び導出式などを明確にしてください（計算結果の金額のみでなく、算出経緯が確認できるように数式や共通費率の算出式及び各共通費の金額が俯瞰できるように表などに纏めてください）。
 - ・消耗品（予備補充品、定期更新品等）に関する経費は補助対象外としてください。
 - ・見積の中に補助対象外経費が含まれる場合は、備考欄等に明示し、「間接工事費」「設計費」「監理費」は、補助対象経費と補助対象外経費で適切に按分してください。
 - ・単価は、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準、官庁施設の設計業務等積算基準などを参考のうえ算出し、算出の根拠となる資料を添付してください。
 - ・見積書は、交付規程や公募要領の別表第2記載の区分で作成してください。
別表第2の区分で作成できない特段の理由がある場合（例えば、材工一体等の見積もりしか作成・入手できないなど）は、必ず事前に（公募締め切りに間に合うように時間的余裕を持って）協会まで相談して指示を仰いでください。

見積もり書例

〇〇株式会社 御中

株式会社△△△ 

見積書

発行日：××××年××月××日

件名：〇〇設備導入工事

金額：〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (税抜)

受渡場所：〇〇市〇〇体育館

受渡期日：××××年××月××日

取引条件：◆◆◆◆◆◆◆◆

見積有効期限：発行日より××日間

その他：

見積もり明細書

品名	仕様・型式	数量	単位	単価	金額	備考
材料費						
ケーブル	●●●	100	m	1,000	100,000	
電線	▲▲▲	200	m	200	40,000	
パイプ	■ ■ ■	30	m	200	6,000	
取付金具		150	個	3,000	450,000	
労務費						
電気工事		120	人工	20,100	2,412,000	〇〇県電工
配管工事		50	人工	19,800	990,000	〇〇県配管工
機器据付工事		60	人工	20,100	1,206,000	〇〇県電工
共通仮設費	直接工事費×4.92%				256,000	直接工事費5,204,000円
現場管理費	純工事費×27.52%				1,502,000	純工事費5,460,000円
一般管理費	工事原価×16.27%				1,132,000	工事原価6,962,000円
設備費						
太陽光パネル		160	枚	15,000	2,400,000	
パワーコンディショナー		5	台	15,000	75,000	
蓄電池		1	台	3,000,000	3,000,000	
合計					13,569,000	

●事業者自らが、工事、設計、設備製造などの事業を行う場合は、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引【平成28年4月】(環境省)」を参考にして、適切に経理処理を行い、なお且つ補助対象経費から利益排除がされていることが分かる根拠書類を提出してください。

●随意契約を行う場合について

補助事業において、随意契約を行う場合は、随意契約に至った理由や経緯を説明する、随意契約関係書類を、交付申請時(遅くとも交付決定まで)に提出していただく必要があります。(随意契約関係書類には、必ず代表事業者の代表者が決裁や合意をしたことが判る根拠書類を含めてください。)

なお、「社内規定で決まっている」、「単に当該業務に精通している」、「慣例による」等の理由は、随意契約によることとする理由としては認められませんので、ご注意ください。

(参考) 公共工事設計労務単価

●最新の労務単価であることを確認して、採用する人工単価が判るように工夫してください。

参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001981942.pdf>

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	26,000	21,500	19,200	24,400	32,500	30,000			29,100	30,200
東北	02 青森県	30,100	22,200	18,300	24,200	33,100	31,300	33,700	30,900	26,700	32,700
	03 岩手県	28,500	23,700	18,800	25,400	34,700	30,000	33,800	30,900	28,000	32,500
	04 宮城県	30,300	23,600	20,300	26,600	35,700	34,000	33,700	31,000	29,900	39,200
	05 秋田県	28,400	22,500	19,600	25,100	33,200	30,900	33,400	31,000	27,500	33,600
	06 山形県	28,500	22,500	20,600	25,600	31,600	31,000	32,700	30,800	28,700	34,100
	07 福島県	30,600	23,700	22,200	26,400	34,900	34,000	34,600	31,400	29,600	34,700
	関東	08 茨城県	27,200	25,400	17,100	26,800	29,900	30,900	32,400	32,200	29,200
09 栃木県		27,500	24,300	17,300	27,000	32,400	29,800	33,200	32,800	29,400	31,400
10 群馬県		27,100	25,300	18,200	26,800	33,400	28,000	31,300	32,000	28,400	30,000
11 埼玉県		29,000	25,900	18,000	26,500	31,900	32,400	32,700	32,400	31,200	33,200
12 千葉県		30,000	25,500	17,900	27,600	31,700	33,500	33,200	32,300	31,400	34,400
13 東京都		30,700	27,000	18,700	27,700	33,600	33,100	33,100	32,400	34,300	33,800
14 神奈川県		30,900	26,800	18,200	26,900	31,700	33,100	32,900	32,000	31,500	31,600
19 山梨県		29,700	26,900	18,000	27,000	33,000	29,800	33,000	32,000	31,000	31,300
20 長野県		28,400	24,600	18,900	26,700	31,500	29,100	30,400	30,000	28,900	29,100
北陸		15 新潟県	28,900	24,300	21,800	25,600	34,300	28,700		31,200	28,100
	16 富山県	32,700	26,100	20,700	25,600	36,900	32,600			29,800	33,700
	17 石川県	31,600	27,000	20,600	25,400	37,200	32,900			30,100	33,300
中部	21 岐阜県	28,800	25,400	19,000	26,800	33,600	31,700		34,900	28,200	31,100
	22 静岡県	28,400	26,600	17,200	25,800	33,000	30,500		37,300	29,700	31,800
	23 愛知県	29,800	25,200	19,400	25,900	34,600	32,400		35,300	28,200	31,000
	24 三重県	28,700	24,500	18,500	27,200	34,300	33,400		36,700	28,500	31,600
近畿	18 福井県	26,500	21,900	16,900	27,100	29,300	26,600			26,000	28,100
	25 滋賀県	26,700	23,300	17,700	28,100	30,600	28,300			27,700	29,500
	26 京都府	26,100	24,400	16,600	28,100	29,700	27,900			27,000	28,500
	27 大阪府	27,800	23,800	16,500	28,100	30,800	29,600			28,100	29,000
	28 兵庫県	25,100	24,100	16,500	26,800	29,200	28,300			26,600	27,200
	29 奈良県	28,100	24,000	17,600	29,300	30,600	28,900			27,700	29,100
	30 和歌山県	27,100	24,200	17,000	27,600	29,600	28,600			27,800	27,900
中国	31 鳥取県	23,600	18,200	17,000	23,100	28,000	28,000			24,700	29,500
	32 島根県	24,100	19,700	17,200	22,500	26,900	28,000			24,800	29,200
	33 岡山県	25,600	21,500	17,600	23,700	29,000	29,400			25,700	29,900
	34 広島県	25,800	22,200	17,300	22,500	29,100	28,700			26,300	28,300
	35 山口県	24,100	20,500	17,300	22,800	28,300	28,900			25,900	29,300
四国	36 徳島県	26,300	24,100	17,400	23,500	33,700	28,900	32,600		26,600	27,100
	37 香川県	27,500	25,000	17,500	24,200	31,800	29,200	33,400		27,400	27,600
	38 愛媛県	25,500	21,500	16,800	23,600	30,800	28,500	32,900		25,700	25,700
	39 高知県	25,200	21,900	17,700	24,000	32,000	29,000	32,900		25,700	25,700
九州	40 福岡県	29,000	24,100	16,900	25,400	30,900	29,900	33,200		28,900	29,900
	41 佐賀県	25,700	20,700	16,500	25,400	30,500	28,100	33,800		28,400	29,500
	42 長崎県	27,000	21,900	17,500	26,400	30,400	28,100	34,200		27,300	29,500
	43 熊本県	27,100	22,100	18,200	25,600	31,400	29,000	33,600		26,500	30,000
	44 大分県	26,300	21,000	17,400	25,600	29,500	29,000	33,500		27,200	30,200
	45 宮崎県	29,100	20,300	17,400	25,600	29,600	29,100	33,800		26,500	28,400
46 鹿児島県	32,000	21,900	18,700	25,100	34,300	29,600	33,800		27,200	29,900	
沖縄	47 沖縄県	28,500	23,300	18,100	24,700	28,800	35,100			23,700	33,200

人工単価
電工 (大阪府)

(参考) 公共建築工事共通費積算基準

- 最新の公共建築工事共通費積算基準であることを確認してください。
- 共通費率を算定した別表を明らかにし、算出過程が判る根拠資料も提出してください。

参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001733141.pdf>

公共建築工事の工事費積算における共通費の算定方法及び算定例

(1) 工事費の構成

国土交通省官庁営繕部において公共建築工事の工事費は、「公共建築工事積算基準」の定めにより、直接工事費、共通費及び消費税等相当額で構成され、共通費は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分しています。

『 工事費の構成 』

(2) 共通費の算定

共通費は、「公共建築工事共通費積算基準」(以下「共通費基準」という。)の定めにより算定します。共通費基準では、必要となる費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づいた各共通費の率(共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率)により算定することとされており、一般的には、共通費基準に定められた各共通費の率により算定し、率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定し、加算することになります。

例えば共通仮設費率においては、共通的に使用する揚重機械器具に要する費用が含まれないため、共通仮設費率により算定した費用に揚重機械器具に要する費用を積み上げにより算定し、加算する必要があります。

『 共通費の算定 』

共通仮設費 = 直接工事費に対する比率(共通仮設費率)により算定する費用
+ 共通仮設費率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げにより算定する費用

現場管理費 = 純工事費に対する比率(現場管理費率)により算定する費用
+ 現場管理費率に含まれない内容について、必要に応じ別途積み上げにより算定する費用

一般管理費等 = 工事原価に対する比率(一般管理費等率)により算定する費用

別表-3 共通仮設費率(新営電気設備工事)

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ <small>(注2・3)</small>
	Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円) T : 工期 (か月)
<small>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 e^{\cdot} を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq P \leq 1,000,000$ (千円) (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</small>	

(参考) 官庁施設の設計業務等積算基準 (設計業務等委託)

- 見積書には設計業務等委託料の内訳を記載してください。
- 設計業務委託等技術者単価は最新のものであることを確認してください。

参考 URL (令和 8 年度) : <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001981914.pdf>



(別表) 令和8年度 設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	90,300	55%
理事、技師長	82,800	55%
主任技師	70,900	55%
技師(A)	62,600	55%
技師(B)	49,300	55%
技師(C)	42,500	55%
技術員	36,700	55%

採用する基準日額が判る
様にしてください。

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	61,000	60%
測量技師	52,700	55%
測量技師補	41,300	60%
測量助手	37,700	55%
測量補助員	29,600	55%

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	62,000	65%
整備士	44,200	60%
撮影士	51,600	60%
撮影助手	38,100	55%
測量船操縦士	42,000	55%

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	58,300	65%
主任地質調査員	45,500	65%
地質調査員	35,200	65%

<D. 図面・仕様書類>

D-1 図面

- 補助事業で導入予定の設備の配置図（レイアウト図）、単線結線図、システム図。

設備を導入予定の施設の平面図や配置図等を用いて、設備や配線等が施設のどの位置に設置されているか判るように図示してください。

また、補助対象経費の範囲が判る図面も提出してください。

単線結線図には、接続線（電力、通信、制御など）の仕様が判る情報を記載してください。

- 一般地図や空撮・衛星写真等を用いて施設の場所、導入予定の設備が設置される施設の位置および設備の設置場所が特定できるようにしてください。

※配置図や平面図は、方位が判るようにしてください。

D-2 仕様書

- 補助事業で導入予定の設備（建材一体型太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、接続箱等）やソフトウェアの仕様書、カタログ等を提出してください。

D-3 耐震強度等の計算書

- 2.2 対象事業の要件（2）①、②に示す地震その他の振動及び衝撃に対し耐えうることを示す強度計算書を提出してください。

- 計算書には、耐震強度等を判断した箇所にマーカーなどで印をつけて判りやすくするとともに、総合判定を明記してください。

<E. その他の資料>

E-1-1 リース契約・ESCO・PPA 契約関係資料等

- リース契約等を行う場合は、契約書を提出してください。
応募時に契約が未締結の場合は、契約書の案や契約に向けての協議状況が分かる資料を提出してください。
※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。
また、**完了実績報告**では、**リース料等から補助金相当分が減額**されていること及び**補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等**を行っていることが分かる資料を提出してください。
(リース契約書、リース料計算書、リース物件明細、リース特約条項等)
- 補助事業で導入する設備等により、需要家に PPA 等の電力供給サービス等を行う場合は、契約書の写しを提出してください。
応募時に契約が未締結の場合は、契約書の案や契約に向けての協議状況が分かる資料を提出してください。
※契約の締結は、遅くとも事業完了までに完了してください。
また、**完了実績報告**では、**PPA 契約の料金等から補助金相当分が減額**されていること及び**補助事業により導入した設備等について、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等**を行っていることが分かる資料を提出してください。

E-1-2 共同事業者覚書

- 複数の団体が共同で申請する場合は、代表事業者と共同事業者間の役割分担及び債務負担等に関する協定、覚書、契約の写しを提出してください。
※覚書には、事業で導入する設備の処分制限期間が終了するまでの期間にわたって、共同で事業を行う等、事業継続に関する記述も盛り込んでください。
- 応募時に未締結の場合は、覚書の案を提出し、交付申請時もしくは遅くとも完了実績報告時までに契約を締結し、押印・発効済の書類の写しを提出してください。

E-1-3 行政機関から通知された許可書等

- 法律に基づき、施工等の行為や設立に対する許認可等を行う行政機関から、その許認可を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出してください(ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しません)。
- 法律に基づく事業者であることを本補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業であることを証する行政機関から通知された許可証等の写しを提出してください。
※応募申請時に行政機関から許可書等の交付を受けていない場合は、**交付申請時**に行政機関から通知された**許可証等の写しを提出**してください。

E-1-4 系統連系申込書及び承諾書

- 事業実施において系統連携が必要な場合は、事業完了までに系統連系協議を完了し、完了実績報告までに系統連系申込書及び承諾書の写しを提出してください。
- 応募時に協議が完了していない場合は、申請状況が分かる資料を提出してください。

E-1-5 再エネ特措法に基づく説明会等の実施根拠資料

- 事業において、導入する太陽光発電設備が、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に基づく説明会又は事前周知措置（説明会等）の実施ガイドラインに該当する場合で、説明会等を実施した（もしくは実施する予定）場合は、完了実績報告で説明会等を実施したことが分かる参考資料を提出してください。
- なお、ガイドラインに該当しない場合においても、その理由を示す参考資料を提出してください。

E-1-6 他の取組と事業の関連性に係る根拠資料

- A-0 応募申請書の〈脱炭素活動への取組状況〉に記載の以下の項目に該当するものがあれば（チェックをした場合）、そのことが確認できる書類を提出してください。
 - ・RE100／再エネ 100 宣言 RE Action へ参加している。
 - ・Science Based Targets の認定を取得している。
 - ・TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures / 気候関連財務情報開示タスクフォース）へ賛同表明している。もしくは、TCFD 提言に基づき、移行リスク及び物理的リスクに関する情報開示状況を、環境省が運用する省エネ法・温対法・フロン法電子報告システムの任意報告事項として報告している。
 - ・温室効果ガス排出削減に関する目標設定を行い、公表している
 - ・デコ活応援団への参画、デコ活宣言の登録をしている。
 - ・環境省のエコ・ファースト制度の認定を受けている。

E-2 その他資料

- その他の資料等があれば、提出してください。
- 借地契約書、設備設置承諾書等
(遅くとも交付申請時に提出してください。)
- 地域防災計画に位置付けられている防災拠点や避難施設等であれば、それを示す書面
(防災計画書、協定書等)

<F. 事業者に関連する書類等>

F-1 会社の概要

- 代表事業者・共同事業者の概要・事業内容等が分かるパンフレット等を添付してください

F-2 法人登記全部事項証明書

- 代表事業者の法人登記全部事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）の写しを添付してください

F-3 代表事業者の財務内容に関する書類

- 民間団体が代表事業者として応募する場合は、代表事業者の単体ベースの直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書を提出してください。また、連結がある場合は、連結決算も併せて提出してください。

（応募申請時以降に決算期を迎え、新たに直近の貸借対照表や損益計算書が作成された場合は、新しい2決算期の財務内容に関する書類を提出してください。）

- 応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。また、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合は、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出してください。

- 直近の決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください（該当する場合は、協会にご相談ください）。

- 応募申請時以降に決算期を迎え、直近の決算期において債務超過が見られる場合、事業継続性を担保できる措置を講じるとともに、その確証となる書類を提出してください。

（該当した場合は、速やかに協会に相談ください。）

事業者に関連する書類等については、応募申請時に提出していれば、交付申請時では原則提出は不要ですが、応募申請以降に事業者情報等の変更が発生した場合には、新規に作成した最新のものを提出してください。なお、応募申請後に事業者情報の変更が発生する場合は、都度変更日前に協会まで報告をしてください。

5.3.2 提出部数

電磁的方法（電子メール等）又は書面による提出の2通りとなります。

①電磁的方法による提出の場合

- ・電子ファイル 1式

②書面による提出の場合

- ・紙媒体 1部（写真・図表などがある場合は、カラー印刷してください）
- ・電子媒体（CD-R/DVD-R）1枚

※どちらの提出方法においても、「5.3.1 応募に必要な書類」の表記載の電子ファイルを必ず提出してください。（非該当の書類を除く）

※提出書類の整え方については、「5.3.4 提出にあたっての注意事項」を参照してください。

※提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。

5.3.3 提出方法

応募書類は、電磁的方法もしくは書面により公募期間内に下記の提出先に提出してください。

①電磁的方法による提出の場合は、メール件名に

【応募事業者名】**建材一体型事業応募申請**と記載してください。

②書面による提出の場合は、応募書類を封書に入れ、宛名面に

応募事業者名及び「**建材一体型事業 応募書類在中**」を**朱書き**で明記してください。

※応募書類の内容を確認するため、対面や Web 会議によるヒアリング等を行う場合があります

《提出先》

①電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：agri-bipv@eta.or.jp

件名：【応募事業者名】**建材一体型事業 応募申請**

②書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「建材一体型事業 応募書類在中」 応募事業者名

※追跡可能な郵送方法により発送もしくは持参してください

5.3.4 提出にあたっての注意事項

5.3.4.1 電磁的方法による提出の場合

- 提出する資料のデータ容量は十分に注意をしてください。
- データを圧縮する場合は、zip 形式を使用してください。
- 提出資料には、資料ごとにファイル名を付けてください。
- 電子ファイルでは確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
- 電子ファイルのサイズやメールシステムの問題等、やむを得ない事情により、電子メールによる提出が出来ない場合は、データサーバ経由の提出も可能です。

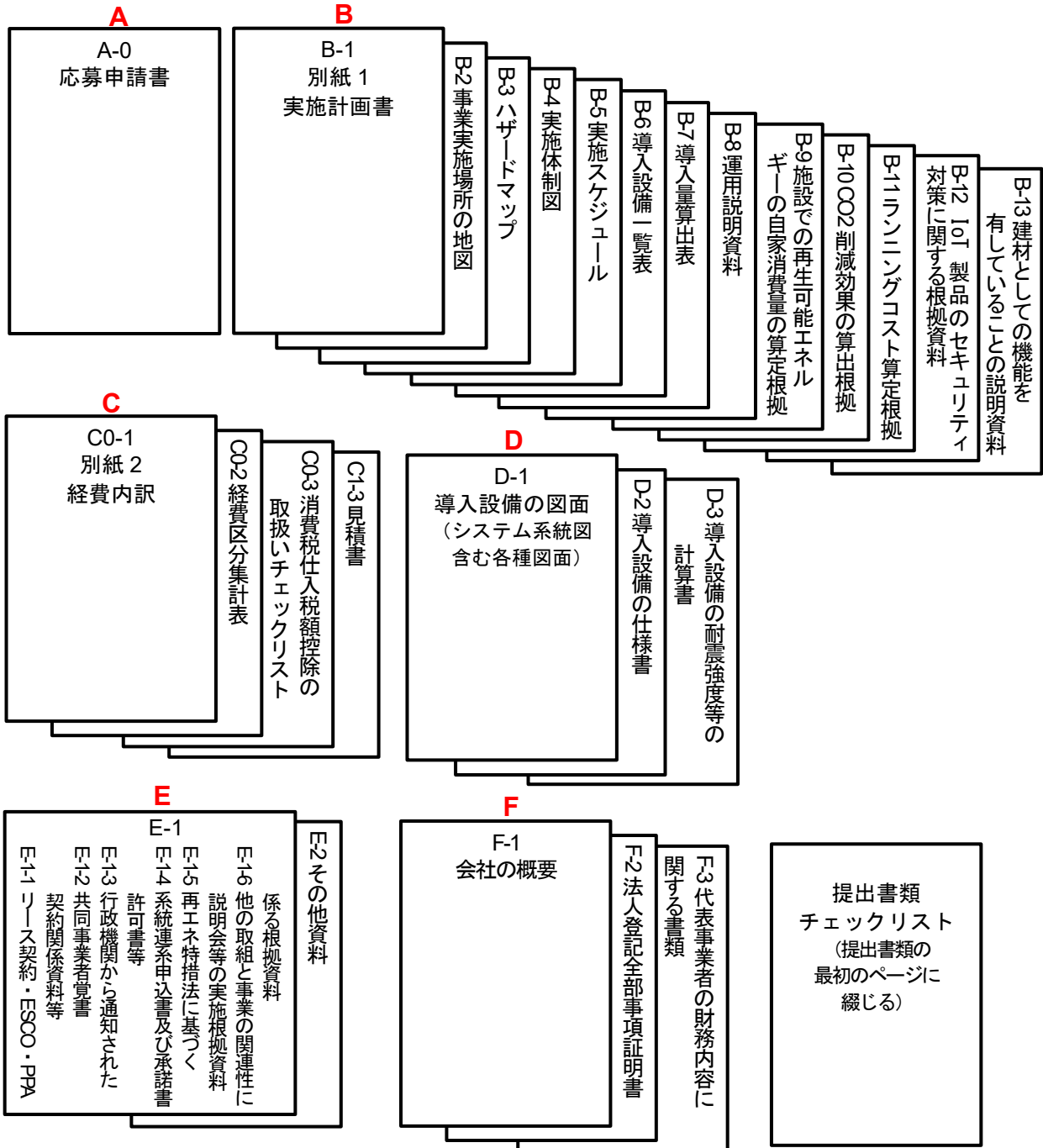
※データサーバ経由の提出の場合は、「A-0 応募申請書」に記載した「事業実施の担当者（もしくは責任者）」の方が、提出期限の 2 時間前までに提出先メールアドレス宛に「データサーバ経由で申請書類の提出を行う」旨と「電子ファイルのダウンロード URL とパスワード」等の情報を、電子メールで連絡してください。

協会において、提出書類の電子データのダウンロード及び内容確認が完了した時点が、応募申請書の受領となります。

5.3.4.2 書面による提出の場合

- 以下の例に従って提出書類を作成、ファイリングし、協会宛てに郵送または持参してください。
- 書類の提出漏れがないか、提出書類チェックリスト（応募申請）で確認をしてください。

【申請書類の並び】



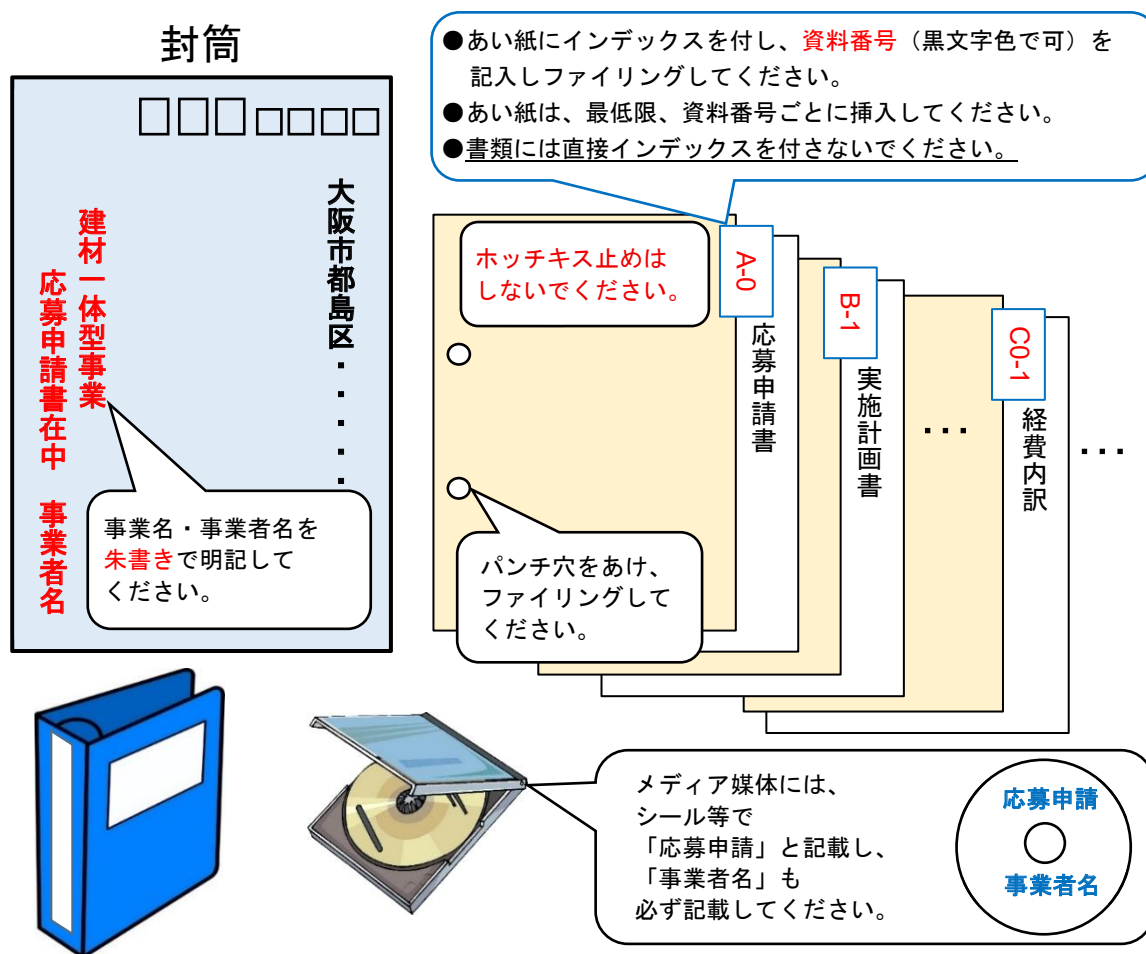
【提出部数】

- 紙媒体 1部：A～F 及び提出書類
チェックリストの紙媒体（印刷したもの）
- メディア媒体（CD-R/DVD-R）1部：
A～F 及び提出書類チェックリストの電子データを格納したもの
※メディア媒体には、シール等で「応募申請」と記載し、事業者名も必ず記載してください。



【ファイリング方法】

- A～Fの書類は、ホッチキス止めせずに、パンチ穴をあけてファイリングしてください。
- それぞれの書類の前ページに、「A-0」、「B-1」、「B-2」...等と記入したインデックスを付した「あい紙」を挿入してください（あい紙は最低限、書類番号ごとに挿入し、書類にはインデックスを直接付さないでください）。
- メディア媒体には、シール等で「応募申請」と記載し、事業者名も必ず記載してください。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管しておいてください。
- 応募書類を封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「**建材一体型事業 応募申請書類在中**」と**朱書き**で明記してください。



【提出先】

一般社団法人 環境技術普及促進協会
「建材一体型事業」担当宛
〒534-0024
大阪市都島区東野田町 2-5-10 京橋プラザビル 6階

【電子ファイルに関する注意事項】

- ・提出する資料のデータ容量は、十分に注意してください。
- ・複数の見積書がある場合、電子ファイルはファイル名に枝番等を付けて、順番がわかるようにしてください。
- ・紙媒体と電子媒体の整合をとり、紙媒体と電子媒体の電子ファイルに相違がないことを確認し提出してください。
- ・ストレージや電子メールなどを使用し電子データを提出できる場合は、メディア媒体での提出は不要です。

6. お問い合わせ

公募全般に関するお問い合わせは、協会ホームページの「お問い合わせ」フォームまたは「電子メール」でお願いします。電子メールについては、メール件名に以下のとおり記入してください。

また、メール本文の冒頭に、応募を予定している「**建材一体型事業**について」を記載するとともに、メール末尾にご担当者の連絡先（団体名、所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を記載してください。

<メール件名記入例>

【団体名】建材一体型事業について

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会 業務部 業務第3グループ

お問い合わせメールアドレス：agri-bipv@eta.or.jp

※お問い合わせの内容によっては、回答まで1週間程度の時間を要する場合があります。

※お問い合わせの内容について、当協会の担当者から電話で確認する場合があります。

別表第 1

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業	窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を行う事業 (建材一体型太陽光発電設備導入事業)	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	協会が必要と認めた額	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、窓と一体となった太陽光発電設備導入の場合は5分の3を、壁等と一体となった太陽光発電設備導入の場合は2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が窓と一体となった太陽光発電設備導入の場合は各年度5,000万円を、壁等と一体となった太陽光発電設備導入の場合は各年度3,000万円を超えた場合は、窓と一体となった太陽光発電設備導入の場合は5,000万円を、壁等と一体となった太陽光発電設備導入の場合は3,000万円を交付額とする。</p>

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

設備費	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
	機械器具費													
	測量及試験費													
	設備費													
業務費	業務費													
事務費	事務費													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率												
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%												
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%												
3	1億円を超える金額に対して	4.5%												

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給 与・職員手 当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団においては、会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃 借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費及 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和8年4月28日初版			